

令和8年度渋川市放課後こども居場所づくり事業補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>通学区域内に放課後児童クラブが設置されていない小学校に通学する児童が、通学区域外の放課後児童クラブを利用するための移動に係る費用（以下「送迎費等」という。）を市が補助することで、児童の安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、保護者の負担軽減を図ることを目的とします。</p>
内容	<p>補助対象者</p> <p>しぶかわファミリー・サポート・センター（以下「ファミサポ」という。）に対し、送迎費等の支払いをした者のうち、次の条件を満たす者です。</p> <p>（１） 次の各号に掲げる児童の保護者とする。</p> <p>ア 住民登録が伊香保地区にあり、かつ伊香保小学校に通学している児童</p> <p>イ 住民登録が小野上地区にあり、かつ小野上小学校に通学している児童</p> <p>（２） 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>（３） 市税を滞納していないこと。</p> <p>（４） 同一の送迎費等について、国又は地方公共団体（本市を含む。）から補助金等の交付を受けていないこと。</p>
	<p>補助対象経費等</p> <p>上記（１）のア又はイの児童（以下「対象児童」という。）が、放課後児童クラブ（対象児童が通学する小学校から15キロメートル以内にある市内の放課後児童クラブに限る。）に通うため、ファミサポが実施する送迎サービスを利用する際の経費とします。</p> <p>補助対象経費は、対象児童が通学する小学校（小学校における休業日については、対象児童の自宅も含む。）から放課後児童クラブまでの送りに係る報酬及び交通費とします。</p>
	<p>予算額</p> <p>この補助金の事業全体の補助限度額は、予算に定める額とします。</p> <p>限度に達した時点で受付を終了します。</p>
交付手続等	<p>認定申請の方法、時期等</p> <p>利用開始日の前日までにこども課へ書面の提出にて認定を受けてください。（利用開始日以降に申請があった時は、申請日の翌日から補助対象とします。）</p> <p>渋川市放課後こども居場所づくり事業補助金認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p>

	(1) 申請者の本人確認書類の写し
認定決定の時期等	<p>申請のあった日から10日以内に認定を決定します。</p> <p>補助金認定を決定したときは、渋川市放課後子ども居場所づくり事業補助金認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により通知します。</p> <p>認定機関は、当該年度の3月31日までとします。</p>
交付申請の方法、時期等	<p>令和9年3月31日までに子ども課へ書面の提出にて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市放課後子ども居場所づくり事業補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 申請者の本人確認書類の写し</p> <p>(2) 振込先の確認出来る書類の写し</p> <p>(3) ファミサポが発行する援助活動の報告書（おねがい用）の原本</p> <p><b>【注】</b>押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定、確定の時期等	<p>申請のあった日から30日以内に交付決定及び確定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市放課後子ども居場所づくり事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。</p> <p>交付決定をしたときは、交付決定をした日から20日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>

申請書等の様式	<p>渋川市放課後こども居場所づくり事業補助金認定申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市放課後こども居場所づくり事業補助金認定（不認定）決定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市放課後こども居場所づくり事業補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）</p> <p>渋川市放課後こども居場所づくり事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）</p> <p>渋川市放課後こども居場所づくり事業補助金認定変更申請書（様式第5号）</p> <p>渋川市放課後こども居場所づくり事業補助金認定変更通知書（様式第6号）</p>
その他	<p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所こども課（本庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2415（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線1202）</p> <p>メールアドレス kosodateshien@city.shibukawa.gunma.jp</p>